

愛知県都市職員共済組合組合員貯金規程

○ 愛知県都市職員共済組合組合員貯金規程

(平成7年2月27日)
(平成7年規程第5号)

改正 平成10年12月1日規程第9号
平成21年3月2日規程第1号
平成22年6月25日規程第6号
平成24年3月1日規程第5号
令和4年2月28日規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県都市職員共済組合組合員貯金規則（平成7年愛知県都市職員共済組合規則第2号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、組合員の貯金（以下「貯金」という。）の受入れ等について必要な事項を定めるものとする。

(平21規程1、平24規程5・一部改正)

(貯金の申込み)

第2条 貯金の申込みをする者は、貯金申込書を提出しなければならない。

(平21規程1・一部改正)

(毎月積立て)

第3条 貯金の申込みをした者（以下「貯金者」という。）は、給与が支給される日（以下「給与支給日」という。）に毎月積み立てるものとする。

(特別積立て)

第4条 貯金者は、毎月積立てのほか所属所長の定める月に特別に積立てをするときは、特別積立申込書を提出しなければならない。

(平21規程1・一部改正)

(他の共済組合から引き続き組合員となった者の特例)

第4条の2 規則第6条の積立てをするときは、貯金申込書及び特別積立申込書に同条に規定する他の組合が発行した貯金残高証明書を添付して提出しなければならない。

(平10規程9・追加、平24規程5・一部改正)

(非課税の取扱い)

第5条 貯金の利息について非課税の取扱いを希望する貯金者は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）のほか関係法令に定める必要書類を所属所長を經由して提出しなければならない。非課税扱いの変更及び廃止をする場合も同様とする。

(平21規程1・一部改正)

(積立額の変更)

第6条 貯金者が積立額の変更をするときは、貯金積立額変更申込書を提出しなければならない。

(平21規程1・一部改正)

(貯金の中断及び再開)

第7条 貯金者が積立てを中断するときは、貯金中断申込書を提出しなければならない。

い。

- 2 積立てを中断した貯金者がその積立てを再開するときは、貯金再開申込書を提出しなければならない。
- 3 理事長は、貯金者の貯金額が規則第3条第2項に規定する貯金の最高限度額を超えたときは、積立てを中断するものとする。
- 4 規則第3条第2項に規定する貯金の最高限度額を超えたため、積立てを中断している貯金者が次条第1項に規定する払出しの手続きをし、最高限度額より少ない額の貯金残高となった場合には、申し出により貯金を再開することができる。この場合の届出は、第2項の規定を準用する。

(平21規程1、令4規程2・一部改正)

(貯金の払出し)

第8条 貯金者が貯金の払出しをするときは、貯金払出請求書を提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の払出しの請求を受けたときは、翌月25日に貯金者の指定する預金口座へ当該金額を振り込むものとする。ただし、この日が金融機関の休日にあたるときは、その前日に振り込むもの（以下、次条第2項において同じ。）とする。
- 3 理事長は、第1項の貯金払出請求書を受理したときは、貯金送金通知書を所属所長を経由して貯金者に送付するものとする。
- 4 理事長は、貯金者の貯金額が規則第3条第2項に規定する貯金の最高限度額を超えたときは、その超えた貯金額を払出し貯金者に支払うものとする。この場合において、払出額は1円単位とし、所属所長を経由して貯金者にその旨を通知しなければならない。
- 5 規則第5条第4項の規定による利息を元本に組み入れたことにより、貯金の最高限度額を超えた場合は、前項の規定を準用する。

(平21規程1、平24規程5、令4規程2・一部改正)

(貯金の解約)

第9条 貯金者が貯金の解約をするときは、貯金解約請求書を提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の解約の請求を受けたときは、翌月25日に貯金者の指定する預金口座へ当該元利金を振り込むものとする。
- 3 理事長は、第1項の貯金解約請求書を受理したときは、貯金送金通知書を所属所長を経由して貯金者に送金するものとする。
- 4 貯金者が死亡したときは、貯金者の相続人を代表する者（以下「代表相続人」という。）の請求により解約を行うものとし、代表相続人は貯金者との関係を証する書類を添付するものとする。

(平21規程1、平22規程6、平24規程5・一部改正)

(印鑑)

第10条 貯金の手続きに用いる印鑑は、貯金申込書と同一のものでなければならない。
(氏名又は印鑑の変更)

第11条 貯金者が氏名又は印鑑を変更するときは、変更届を提出しなければならない。

(平21規程1・一部改正)

(申込書、請求書及び変更届の提出期限)

第12条 貯金者は、第2条から前条までに掲げる申込書、請求書又は変更届を当該事由の発生する月の前月の25日までに、所属所長を経由して理事長に提出しなければならない。

(平24規程5・一部改正)

(貯金の振込み)

第13条 所属所長は、貯金者の積立金額を給与支給日に控除し、速やかに理事長が指定する貯金経理口座へ振り込まなければならない。

(貯金の異動報告)

第14条 所属所長は、貯金の申込み、積立額の増減、払出し、解約等の申出があったときは、貯金異動報告書を異動月の前月25日までに理事長に送付しなければならない。

(平21規程1・一部改正)

(貯金残高の報告)

第15条 理事長は、貯金者の毎月末の貯金残高を貯金台帳により、規則第5条第4項の規定により利息を元本に組み入れた場合の貯金残高を貯金決算台帳により所属所長に報告するものとする。

2 理事長は、利息を元本に組み入れたときは、貯金残高通知書により速やかに所属所長を経由して貯金者に通知しなければならない。

(平21規程1、平24規程5・一部改正)

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、貯金事業の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(平21規程1・追加)

附 則

1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

2 廃止前の愛知県都市職員共済組合貯金規程（昭和54年愛知県都市職員共済組合規程第1号。以下「廃止前の貯金規程」という。）の規定により行われた手続きについては、この規程により行った手続きとみなす。

3 廃止前の貯金規程により作成した様式については、当分の間、使用することができる。

附 則（平成10年12月1日規程第9号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月2日規程第1号）

この規程は、公告の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条から第9条まで、第11条、第14条及び第15条の改正規定並びに様式を削る改正規定は、平成21年3月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日規程第6号）

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月1日規程第5号）

この規程は、公告の日から施行する。

附 則（令和4年2月28日規程第2号）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。